（総合特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項」に改める。

別記様式第六の十二及び別記様式第六の十三中「（又は成立の日）」を削る。

附　則

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十一号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二十二第一項第二号イ中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

附則第六条第六十四項中「第三条第二項」を「第三条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二十二第一項第二号イの改正規定は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

○財務省令第六十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十一条の二第二項及び同項第八号の二、第三十七条の十三第二項、第四十二条の十第一項及び第二項、第六十二条の三第四項及び同項第八号の二並びに第六十八条の十四第一項及び第二項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の三第一項第八号及び同条第九項の規定により読み替えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項中「（同項」を「（法第三十一条第一項」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　法第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該土地等に係る同法第二条第二項に規定する特定事業が同法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている旨及び当該特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業が国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第十二条各号に掲げる要件の全てを満たすものである旨を証する書類の写し

ロ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十一条の二第二項第八号の二に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第十三条の三第一項第九号の二中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十四項中「（同項」を「（同条第三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第四項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第三十一条の二第二項第八号の二に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

第十八条の十五第九項第一号イ中「以下この号及び」を「ロ及び」に改め、同号ハからホまでの規定中「基準日」を「第一項第二号に定める日」に改め、同項第二号中「基準日」の下に「（当該特定株式が法第三十七条の十三第一項第三号から第五号までに定める株式である場合には、当該特定株式に係る第一項第二号に定める日）」を加える。

第十九条の十一第四項に次の一号を加える。

四　法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社　当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で国家戦略特別区域法施行規則第十三条第三号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

第十九条の十一第七項第一号イ中「同条」を「同項」に改め、「ロ及び」を削り、同号イ⑶中「及びハ⑶」を「、ハ⑶及びニ⑷」に改め、同号ロ及びハ中「同条」を「同項」に、「基準日」を「第一項第二号に定める日」に改め、同号に次のように加える。

ニ　法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合　当該特定新規中小会社から交付を受けた国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において⑴から⑶までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（⑷に掲げる事項の記載があるものに限る。）

⑴　当該特定新規中小会社が国家戦略特別区域法第二十七条の四に規定する株式会社に該当するものであること。

⑵　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に発行されたものであること。

⑶　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第四号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

⑷　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十九条の十一第七項第二号中「基準日」の下に「（当該特定新規株式が法第四十一条の十九第一項第二号から第四号までに定める株式である場合には、当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日）」を加える。